

第2回 武蔵野市保育料審議会 議事要録

- 1 日程及び場所 平成30年10月16日（火）午後7時～9時
武蔵野市役所西棟4階 413会議室
- 2 出席者 〈委員〉榎田会長、加藤副会長、古谷委員、矢島委員、三澤委員、西巻委員、岡部委員、天野委員
〈市・事務局〉伊藤子ども家庭部長、菅原子ども育成課長、齋藤保育施設整備担当課長、事務局6名

- 3 次第（委員発言■、事務局発言○、決定事項は◎ゴシック下線）

開会

■ ただいまより第2回保育料審議会を開会する。初めに、第1回保育料審議会の議事録について、修正、訂正等はあるか。

■ 異議なし。

◎ 第1回保育料審議会の議事録については承認され、ホームページに公開する。

4 議事

（1）保育料の改定について

【事務局より説明】子ども育成課長より、過去5年間の認可保育所における年齢別定員、申込者数・入所者数・待機児童数（資料26）、幼児教育・保育の無償化による利用者負担（保育料）への影響及び保育料補助金・就園奨励費補助金一覧（参考資料1）、幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化について（参考資料2）を説明した。

■ 今の説明に対して、何かご質問等はあるか。

■ 参考資料1の就園奨励費補助金というのは、保育料のほかに補助としてあったものがないかという意味か。

○ 就園奨励費補助金については、308,000円というのが一番高い額だが、これを12で割ると25,700円ぐらいになる。

実際には、国が示しているのは308,400円で、それを12で割ると25,700円ということで、新制度移行園の25,700円までが無償化となることを踏まえて、こちらについても、

保護者に対して市がお支払いをしているが、無償化になると、そこについては市から払われなくなる。

○ 今、申し上げたとおり、308,000 円というところは国のものだが、保育園というのは保育料なので市が徴収するが、幼稚園は園が保護者から直接保育料を徴収する形になる。だから、市は何をするかというところ、園に払った保育料を市が補填するために保護者に対して助成金を出す。キャッシュバックの様な形である。

このキャッシュバックをするための金額が、それぞれ階層ごとに決まっている。A階層が308,000円になっている。それぞれ階層ごとに年額になるが、B階層は272,000円、C階層は187,200円などがあるが、これを全て無償化して一律月額25,700円をキャッシュバックしていくスキームになっている。

ただ、実際は幼稚園をご利用されている方は、この25,700円以上にかかっているのだから、幼稚園に関しては、全額無償という形には実際のところならないのだが、これは国の制度なので、全国平均的なところをとっているため、こういう形になっている。

だから、月額25,700円を年額にすると308,400円になる。この金額を3歳から5歳の幼稚園に通われている方に関しては、全てに支給をさせていただく。市のほうが支給をさせていただくというものに切りかわるという形になる。

■ あとはもともと生活保護世帯のA階層の人たちがもっていた30万円がここに来なくなるよということと、F階層の世帯の人たちは154,000円をもらっていたけれども、今度は308,400円が来るという意味か。

○ そういうことである。だから、これは富裕層向けの対策なのではないかと言われていた。低所得者に対しては、今までと変わらないが、富裕層に関しては、今まで払っていたものが今度はキャッシュバックでかなり入ってくるという形になっている。

■ わかりました。この保育料補助金については残るということになるのか。

○ こちらについては、それをまた補填をする形での上乗せ分ということで出しているものだが、表にある11,200円は、実際には、東京都が6,200円、それに、市が5,000円をさらに上乗せをしてお支払いをしているということなので、一番高いFの階層の方でも、最低5,000円は市がお支払いをしますということになっている。

■ こちらの今の表の下の5万円、AB階層第一子分5万円というのは、これが無償化の5万円のうち37,000円が支給されるよということ、キャッシュバックされるよという意味で言っていることか。

○ 参考資料2を見ていただくと、3ページ目の一番下の広い四角のところに、住民税非課税世帯については、0歳から2歳については42,000円までということを書いてある。0歳から2歳については42,000円までが無償ということになるので、そこが影響を受けるところである。

■ そうすると残り8,000円はどうなるのか。

○ 残り8,000円を市が補填するかどうかというのは、まだ検討中である。

■ でも、このA B C D 1～4階層は、斜線にならない理由は何か。網掛けの対象になる人であると思うが、違うのか。

○ 網掛けというか、これは3歳から5歳は全部対象にはなる。影響を受ける部分というのが、37,000円を下回っているところということで網掛けをしているので、3歳から5歳の右側の欄については全部対象になる。ただし、今よりも高く市が支払わなければいけないところだけを色塗りをしている。所得の高い層については、例えばD 2 4階層の方は、今までは、補助額が1万円しかお支払いされなかったものを37,000円が無償になるため、その分、補填をする形にはなる。今までよりも月額として27,000円分は負担が軽くなるということになる。

■ 受ける方としては無償と、市のお金が出る分に差が出ていますというだけであり、受ける方は所得に関係なく、みんなが無償になりますということか。

○ そういうことである。

(2) 答申案について

■ 次に答申案(資料27)を事務局で作成しているが、これを最終的に決定するのは今回の委員会ということになる。今日は結論がこれでいいかどうかと、それから付帯事項をどうするかということについてのご意見をいただきたい。

○ では、資料27、28、29を横に並べながら確認をお願いしたい。

前回の説明と今までのご議論、こういったものを踏まえて、事務局の答申(案)としてお示しした。

構成としては、「はじめに」「審議会における論点」「結論」「付帯事項」「おわりに」ということで5点である。事務局案のため、この表現は適切なかどうかということも踏まえながら、ご議論いただきたい。

まず、「はじめに」のところについては、審議会の設置のことを書いており、特定教

育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担、保育料の額の見直しについて市長から諮問を受け、本市の保育を取り巻く環境の変化や国の制度改正などを注視しつつ、多角的に審議を行ったということである。審議を行ったということだが、まだ審議途中のため、終わった段階ということで、一応そういう書き方になっている。

2番の「審議会における論点」だが、審議会については、前回の答申で3、4年に1回程度の審議会開催についての言及があったということがあるので、この前回から4年後となる今年度で開催をした。それから、審議会では前回答申後における保育の状況の変化、幼児教育・保育の無償化を初めとする国の制度改正の概要について説明を受けたのち、以下の事項において検討を行ったということで、その下に資料28参照ということである。

資料28は、前回の審議会の審議の際に、論点メモということでお示しをしたものがベースになっている。

それとともに、前回答申を踏まえての項目の評価、それから、前回の答申から4年間の武蔵野市の動き、国や東京都の動きのほか、委員の方からいろいろご意見、ご質問等いただいた内容ということで、幼児教育・保育の無償化後の公平な子育ての仕組みづくり、保育園、幼稚園、認定こども園における給食費の考え方、国の徴収基準額に対する負担割合、施設別の負担割合などが項目として出されたので、こういったものの項目出しをして記載している。

ただ、この項目だけここに羅列するというだけでは文章が分かりにくい。資料29の表は、番号が左側に振られており、論点項目となっているのが、資料28で説明した内容が1番から13番まで記載してある。

その右側に文案を示しており、論点項目について具体的な文章化をした事務局案を載せているので、こちらについて、事務局案でいいのか、それとも、もう少し書き加える必要があるのかというようなことをご議論いただきたい。

なお、こちらの論点については、事務局からの提案ということもあり、資料29の最後のほうに空欄があるので、審議をまだ尽くしていないとか、こういったようなものも視点としてあるというようなことがあれば、こちらに新たに加えて、論点としていただきたい。

それから、資料27の3番「結論」というところでは、本審議会では、以上のことを総合的に勘案し、以下のとおりとすべきとの結論に達したという内容となっている。

保育料については、子ども・子育て支援新制度がスタートした平成27年に大幅な改定を行い3年が経過した。待機児童解消に向けた保育施設の整備の進展や保育短時間子ども

の保育料が他自治体よりも低く抑えられている現状など、保育料改定の要素はあるものの、平成 31（2019）年 10 月に実施が予定されている幼児教育・保育の無償化や、新制度移行後の 5 年をめどに行われる制度見直しなど、保育料に大きく影響を与える事項が不確定であるため、現時点で改定に向けた審議は難しいとの結論となり、今回は据え置くことが妥当であると判断したということである。

この結論についても、十分、審議会でのご議論をいただきたいので、こちらはあくまでもたたき台ということである。

4 番として「付帯事項」と書かせていただいている。こちらは、先ほどの資料 29 の論点項目、文案のうち、付帯事項とすべき内容、そちらもご記載をいただきたいと思っているので、論点項目の全てを付帯事項と載せるのではなく、付帯事項に値するような事項というようなことをご議論いただき、そこから引っ張った形での抜き書きということで、こちらは記載をお願いしたい。

最後に、「おわりに」のところでは、保育料審議会の改定の議論を行う予定であったことであったり、保育の待機児童の現状だったり、幼児教育・保育の無償化、こういったようなところを記載させていただいている。

実はこちらについては結論と重複するような部分の記載もあるので、十分ご議論の上でまた決めていければと思っているので、詳細な説明については省略をさせていただく。

■ それでは、2 のところは前回から今回、ご説明いただいて、検討を行ったところで、それに基づいて結論のところだが、今回、改定に向けた審議は難しいとの結論にして、今回は据え置くことが妥当であるという結論を出してよいかどうかというところについて、ご意見をいただきたい。

■ 今回、無償化の影響を受けるところがこの 3 歳児以降のこちら、斜めになっているところだということだったと思うが、これは前回に引き続きのご意見の中で、保育短時間について話があったと思う。今回、無償化という話も確かにあるものの、0、1、2 歳児の短時間に関しては、結構、運用面でも、例えば 4 時半に帰ると言っておきながら、5 時に迎えに行ったり、6 時になったりする保護者が結構多いというようなお話をヒアリングベースで聞いているので、そうすると、その状態が恒常的になっていると、保育士の例えば 3 対 1 だったりとか、6 対 1 というところ、5 対 1 という配置基準が守られていないケースが想定されるので、その部分が気になるのと、金額をちゃんと徴収しないと、こちらは資料 29 の 13 番にあるように、短時間の子どもの当初の想定よりも多いことな

のかなと書いてあるので、そこについてはもう少し議論したほうがいいのではないかなと思っています。国基準というか、ほかの自治体と同じような形、国基準で武蔵野でも検討したらいいのではないかなと思う。

■ その短時間と標準時間の時間が縮まるかどうかとかという何か国のほうの方針が出てくるという話はあるか。

○ 国の見直しのところでは、実は、ほかの自治体の標準時間と短時間では 1.7%ぐらいしか保育料としては差がない自治体が多いところを、武蔵野では 11 時間預かるところと 8 時間預かるところなので、単純に 11 分の 8 としているので、割合としてはかなり差がついている。短時間しか利用されない方についてはメリットがあるが、実はここにも少し書かせていただいたが、切り替えの煩雑さだとかというところでは、実は利用者は、結構簡単に切り替えられるというようなこともある。それは、やはり短時間のほうが保育料が安いからそちらのほうがいいというようなことがある。

そもそも保育時間の決定というのは、その子どもに対しての親御さんがどれだけ保育に預ける時間が必要かを園長と面談をして、その児の保育時間を決定する。国の考え方というところ、短時間と標準時間では 1.7%の差ということが全国のほとんどのところを占めているので、それであれば統一をしたほうがいいのではないかというのが、地方からの意見として出ている。ただ、こちらについては、どうするかという結論はまだ出ていない。

ちなみに、保育所短時間標準時間の割合は、武蔵野の場合は、短時間が大体 25~26%で、三鷹市は、標準がほぼ 100%に近いので、影響としては他の自治体が 8~9 割だとかそういうような状況の中、我々としては、75%ぐらいが標準のため、25%の方が影響を受けるということになり、またそちらについては慎重なご議論が必要と思っている。

■ 短時間の料金の見直しをしたほうがいいのではないかというお話があったが、その点に関していかがか。

■ 質問だが、他自治体に比べて短時間認定の方が非常に多いという理由がわからない。基本的に就労していれば、園を運営している時間としては短時間認定というのは本当にもう育休に入られた方ぐらいかなと思われる。その他の就労状況を勘案して、短時間認定になれる方はよっぽど特殊で、そんなに人数もいらないのではないかなと思うが、その 25%の内訳はどのようなになっているのか。

○ 恐らくは、保育料が他の自治体に比べて安いというのも一つ理由にあるかなと思う。

それと同時に、本市の家庭的保育事業は短時間の施設だけであり、そういった方は短時

間を利用される。武蔵野は比較的小規模な施設が多く、また標準時間の施設もあるが短時間の施設が一定あるため、割合としては他自治体よりも多いのではないかと思う。

■ ということは、実際の利用に関していえば、家庭的保育室の方々は実質、短時間の保育しか受けられないので短時間の保育料を払っているということであって、先ほど委員の質問の中にあつた、それを超えて保育をしていらっしゃる方が実態としてはいるのではないかということには当てはまらないのか。

○ 保育所と地域型の短時間の施設と、そうでないところの区分けは必要だと思う。保育ママのような限定的な施設ではそうなのだが、先ほど委員の方がおっしゃっていたが、短時間認定を受けていても、お迎えに来る時間に遅れる方がいるということも施設の中ではある。

■ 家庭的保育は、8時半から5時までとなっているが、そうすると、この利用時間が8時半から4時半までしか利用していないから短時間になるということか。平成30年度保育施設のしおり（資料9）の114ページを見ているが、開所時間が5時半までで、基本の保育時間が8時半から5時という施設が全てだと思うが、30分早く迎えに来ている人たちが、ほぼ100%いないと25%という割合にはならないような気がする。

○ 家庭的保育の方だけではなくて、保育所に通っていて育休中の方であったり、実はあとは、仕事の内容を変えられて非常に短い就労時間になっている方。その方は短時間認定を受けるということもあるので、そういった割合も一定加味していかないといけないので、その全体の総計として25%、26%という数字なのかなと思っている。

■ 3歳以上のところは無償化なのでいいのだが、0～2歳のところの短時間と標準時間の差額をどうするか。武蔵野市の場合には、11分の8という金額になっているので、それを他市にそろえてもうちょっと上げるのかどうかということだ。

○ 国の会議では、短時間も標準時間も一緒にしてしまいたいというのがするっと通ったような感じがする。だが、実際に保育ママなどもおり、一定25%の利用があつて、短い時間が安く利用できるという需要があるとすれば、今、ここでそれを8時間、11時間を一緒にすると11時間の値段に上がるわけだから、保育ママのところには人が来なくなったりする可能性もある。

そうすると、需要と供給のバランスが崩れて、みんな認可、認可とか、そういう大きな施設のほうに移動するので、ここでそこに踏み込むよりも、もう少しやらなければならない論点というのがあるので、そちらのほうを尽くして、なおそれが必要かどうかみたいな

ことも大事と考えてもいいかなと思う。

■ 先ほどの 25%の内訳が先ほどおっしゃったように、育休の取得者であるとか、就労時間とか、就労形態を変えた方だとか、あと保育ママというお話があったので、前の2つに関しては三鷹も一緒なのかなと思う。そうすると、やはり保育ママというのが一番大きく影響しているのだろうと推察するに、本当にそれが真実なのかなというのがちょっと気になったので、そこだけちゃんとしておかないといけないかなと思う。

○ 少し補足というか、修正のような形になるが、三鷹の先ほどの 100%に近いというのは、三鷹の集計は認可保育所だけのため、そういう意味では育休の方だけが省かれるような形になるのかなと思う。

ほかの、集計の聞き方がちょっとずれていたりするところもあるので、武蔵野の場合は、認可保育所と小規模を合わせた割合での 25%で、三鷹は認可保育所だけの割合ということで、比較の対象が違っている。

■ 不公平かどうかという点が一番だと思う。そうすると、武蔵野の 75%の部分で、先ほど残りの 25%のところも標準時間が短時間に変わってしまう人が多くてというようなご説明もあったと思うが、そうであれば、もともとその 11 分の 8 と 1.7%でしたか、この違いを置いておいても、正しく利用されているのであれば、とりあえず不公平ではないかなと思うが、その実態が家庭的保育だけなのか、その認可保育園の中でもそういうことが起こっていないのかどうかというところが心配である。

○ 委員がおっしゃるように、保育園に通っている方がそういう実態があるとすれば、多分、ゼロではないのだと思う。お父さんが遅く送りに来て、お母さんが早く迎えに来て、結果、短時間の枠でおさまっているはずだという方が、例えばちょっと残業があって迎えに来られないとか、そういうケースがあるのかなと思う。

ただ、本市の場合は、どちらかというところ、保育ママは昔からある制度だが、待機児童解消のために、スピード感を持ってやるときに、小規模保育施設の整備を進めたため、小規模保育施設はほかの自治体よりも多くある。

短時間の施設から、幼稚園に行く人もいるようなことを考えると、短時間の施設が敬遠されて、みんなが認可（5歳までの園）というのは、ちょっとそういう方向にはならないほうがいいかなと思っている。その観点からも、今回、この議論は先送りでもいいのかと思っている。

ただ、保育園で不公平感があるのはよくないと思うので、そこは委員の皆様の意見も聞

きながら、公平性を相談したいと思う。

■ そうすると、武蔵野市は短時間と標準時間は 11 分の 8 ということで、そういう意味では公平にということで、時間数に応じてという方針で前回料金を決めた。

その料金に関しての公平性はあるのだけれども、保育時間の認定や利用の仕方のところがどうなっているのだろうかというのが今回の話題ということでよろしいか。

ただ、それを書き込むかどうかは置いておいて、その辺を正しく利用されているのか、ちゃんと見なければいけないのではないかという意見が今日出たということである。何か園のほうで意見はあるか。

■ 今の議論について、実態から考えるのはなかなか難しいところがあって、例えば、短時間の方はその基本の時間で 8 時間で来られているが、標準時間の方は、必ずしもその 11 時間フルに保育園に預けている方ばかりではない。それは本当に就労時間とその通勤時間との合計によって保育時間を決めているので、7 時に預ける方ももちろんいるが、もうちょっとゆっくり預けられて、6 時まで預けないでもうちょっと早く帰られる方も、うちで言えば 8 時半から 4 時半までが短時間認定なのですけれども、その枠を超えていても、11 時間全てを保育時間とされていない方もいるので、厳密にそこを公平性ということで考えると、どこまでかという話になる。

それで、8 時半から 4 時半までの短時間認定の方でも、ちょっと事情があったりとか、そのついでに 4 時半を超えてしまったりとかという場合も、確かに実態としてはなくはないが、それが常態化して大幅にそれが守られていないかという点、そんなことはない。あくまでもその 8 時半から 4 時半までの時間ということは認識されて、押さえつつも、時々間に合わなかったり、遅れてしまうことがあるという程度の範囲なので、8 時間と 11 時間ということを根拠に保育料を決めたのであれば、多少、11 時間をフルに使わない方があっても、その根拠から考えれば、そこは公平性を保たれているのではないかなと思う。自治体との関係で、余り厳密にそこをやり過ぎてしまうと、どこが公平性の視点なのかという形になってしまうので、そもそも決めた根拠のところでのいいのではないかなと思う。

■ 副会長が国の会議に出られていて、要は煩雑だからやめてくれみたいな話が出ていたかと思うが、その議論はどの辺までされたか。

■ 国の会議では議論にならなかった。国の答申案に対して大きな意見はなかった。それがおかしいだろうということにはならなかった。煩雑だろうということでしたけれども。それより食費のほうの話題が議論となった。

■ ただ、今、話し合いにあったように、8時間と11時間というので決めて、8時間でやっていたら事業所もあるので、それはそれでそのままということでもよろしいのではないかなと思う。

■ それでは、短時間と標準時間のところは、今のままということでもよろしいか。

■ 異議なし。

■ それでは、先ほどの結論に戻りまして、このような来年10月にいろいろな変更があるだろうというところで、改定に向けた審議は難しいので、今回保育料は据え置くことが妥当であるということの結論でもよろしいか。

■ 異議なし。

■ それでは、結論はこの方向にさせていただく。

付帯事項は、事務局のほうで論点を挙げている前回の審議会の答申の中で、新制度に入らない教育・保育施設等を利用する保護者への配慮ということで、認可外助成金のさらなる充実と私学助成制度に残る私立幼稚園等への支援の充実ということで、4番と5番に当たるところ、そして、保育料設定の定期的な検討実施ということで、見直しの時期を3、4年に1回はするようにというこの小さい項目を入れて3点について付帯事項がつけられていた。

今回は、前回ご説明いただいた点について論点として挙げたものが全部挙がってきているので、この中で、今回、改定しないけれども、次へ向けて付帯事項として残すべきものは何かということについて、ご意見をいただきたい。

1番のところの1号から3号の認定区分等の設定ということについては、前回答申では、国の保育料区分とは別に、0歳児の区分を加え、きめ細かな保育料設定をしてきた。幼稚園部分である1号の保育料については、前回審議が尽くされず、今回の審議事項となったが、来年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されるため、議論は不要になった。1号に関しては、議論は不要であるということ。0歳の区分を踏まえてきめ細かな保育料設定をしたということである。

これについて、意見はあるか。

前回、0歳のところは保育の経費が随分かかっているもので、別枠で料金設定をした。このまま何も文言を残さなくてよろしいか。

■ 無償化が本当になるかどうかはまだよくわからないので、それがどこかで、もしそうではなかった場合はまた考えようということはどこかに残していただきたいと思うが、現

在、無償化を前提に考えれば、もう1号の保育料設定は意味がない訳だから、それはそのとおりだなと思う。

■ 0歳の区分に関してはどうか。国のほうは0、1、2歳を分けていないが、武蔵野市は0歳だけ分けてある。特にそこに関しては付帯事項として検討すべきと残さず、このままでよろしいか。

■ 異議なし。

■ では、ここの1番に関しては、何も文言、付帯事項として入れないということにする。

2番については、標準時間と短時間の設定を11分の8にしているところ。これは先ほどの審議から、何も付帯事項として入れないということにさせていただく。

3番目は多子世帯の保育料の軽減について。第2子の保育料の減免に当たっては、前回答申において、国の示す半額としたが、国の幼児教育・保育の段階的無償化により、ひとり親世帯や低所得世帯において、減免の範囲や額の改定が行われているので、特にここに載せる必要はないのではないかという文案である。ご意見が特になければ、付帯事項には何も入れないということにする。

4番目は新制度給付に入らない教育・保育施設等利用者への配慮、それから5番目は認可外助成金のさらなる充実、私立幼稚園への支援拡充というところ。

認可外保育施設においては、前回の答申以降、5万円を上限とする差額助成制度に切りかえ、多子世帯の考え方も加味し、認可保育所入所者との保育料の差が縮まっている。

また、幼稚園利用者については、入園料補助金を3万円から5万円に引き上げるほか、幼稚園の預かり保育充実を促進するため、幼稚園に対して、預かり保育拡充事業補助金などの独自補助を行い、利用者負担の軽減に努めているという文案が出ているが、これに関してご意見はあるか。前回の付帯事項として2つとも入っているが、公平性という観点から、この2つが付帯事項として入っている。

■ 幼稚園の立場で言うと、預かり保育の無償化の対象は、保育の要件を満たしている方という形になっている。家庭での保育を中心とされる方は、預かり保育をするたびに課金されている。本園でいえば1回1,000円。それで、保育の要件についても、家庭を中心に保育をされている方も、例えばPTA活動や、地域ボランティアをされているとか、福祉、老人介護に短時間の介護のヘルパーとして、金額設定はすごく少ない、小さいのだけれども、それは福祉公社の方も、幼稚園の園長会にいらして、少しの時間なのだけれども、おじいちゃま、おばあちゃまのために頑張られませんかみたいなお話をしてくださって、そ

ういう、正式にヘルパーに行く手前の段階で取り組んでいる方もいて、そういう方はみんないわゆる家庭で保育をする人というくくりに入ってしまったている。

その方が預かり保育を使うと、全部有料というのは、ちょっとすっきりしない。それで、仕事をされている方は無償になってしまって、しかも年間利用日数がもう全部、本園でいうと 250 日型ですから、土日以外の全部が特定の日以外は全部使えて、課金される方はその日数も制限されてくるというような状態にある。

だから、それに対しての配慮、どういう配慮ができるかは具体のところは施策の問題だと思うが、そういうところに配慮が必要ではないかというようなことを付帯事項に入れていただければと思っている。

- 今のご意見に対してでも、それ以外のご意見でも何かあるか。
- 最大 11,300 円、預かり保育料を今回、無償化の対象とするということだが預かり保育で、2号にもなれた人で幼稚園に行っている人はどのぐらい利用料がかかっているのか。
- うち月額 1 万円。保育の要件のある保護者の方で年間 252 日型と言われている方である。

ただ、預かり保育のほうの無償化も、まだ本当に決まっていなくて、月々その金額なのか、年間トータルでその金額なのかということもまだ決まっていない。

幼稚園は、ふだんの保育をしているときは、先生たちの人数もあるので回るのだが、夏休みみたいに、幼稚園が基本クローズしたときに、人が出てきてその時間数をやるとなると、先生の配置がふえるので、夏休みは金額が変わってくる。そうするとそこは無償化より上限が上に伸びてしまうので一部負担という形になる。でも、年間で丸めてくださると、それは飲み込める場合があるかもしれないということ。実態としてはそんなところだ。

- ベースの考え方で言うと、これは 11,300 円では網羅できるという感じか。
- 園によって違うと思う。どちらにしても、全国平均でやっているのだから、保育料にしても、キャッシュバック方式なので、払っている分には、今までどおりなのだ。それがほぼほぼ最後にどんと戻ってくるという感じで、新制度園の場合は払わない、私立幼稚園の場合は払って戻るという仕組みだ。でも、差額を考えると、無償にはなっていないよねというゴールにはなるだろうなということになる。

○ 補足として、幼稚園・認定こども園ガイド（資料 10）の 3 ページ、4 ページに市内の 12 の幼稚園の預かり保育（教育時間が終わった後の保育後と長期休業中）の時間や金額が書いてある。委員がおっしゃるように、長期休業中については、単価が上がる。

■ 家庭で子育てしている方へのその配慮という点を盛り込んでほしいというご要望については、それをどうということまで言及しないけれども、ただ、家庭でそういう方もいらっしゃるのだということ、保育が必要と認定はされないけれども、でもそういう利用の方への配慮でよいか。

■ 私も小学生の子どもがいるが、小学校のイベントとかにすごく呼ばれる。だから、幼稚園の子と一緒に通っている子は、やはり下の子を延長に預けてと、専業主婦の方はされているので、今の新しい制度とかも含めて不公平だなというのをすごく感じている。

■ 応益負担と応能負担という考え方があると思う。その分がふえていくと、そもそも施設の類型も何かあやふやになっていくということはないか。

類型というのは、例えば保育園と幼稚園と、もちろん就労しているか、していないかで保育園に入れなかったりとするわけだが、その理由、必要性を認めて、その預かり保育の差額の部分は出るにしても、無償化の対象になっていくとすると、従来であれば、保育園に申し込んでいた方が幼稚園を利用するようになるだろうと。それをいいと考えるだろうと思うのだが、そうすると、一方で、保育園と幼稚園の違いがなくなってくるのかなという気がする。そういうことではないのか。そういう考え方はおかしいか。

■ おかしいとかではないが、みんな同じようになっていくのかということについては、長いスパンで見たらどうなのかわからないが、少なくとも急に変わるということはないと思う。

今、新制度が始まったばかりで、5年ごとの見直しでも、いろいろな議論が出ているところで、やはりそれはでこぼこしているものは、補えなければいけないのだけれども、それぞれ保育所としてのすばらしいところと、幼稚園としてのすばらしいところの特性の差というのはやはりあって、それは最終的には新制度に埋めていく方向にあるのだけれども、急に埋まるわけではなくて、保護者の方のニーズもさまざまですから、そもそも多様な施設に、多様な保護者がそれぞれうまくマッチングしながら市民として多様な生活が送れるということが大事なので、全部が認可であればいいかという話では決してないと思う。そういう選択肢として用意される。だけれども、その選択肢の中で、払う金額ができるだけ公平になるような工夫はしていきましようというのがこの会議だと思う。施設が変わっていくというよりも、多様な施設を公平に使えるような。

■ 今は保育園も選べないし、幼稚園もいっぱいだから、保護者にとしてみると選んでもらう側。

■ 幼稚園は選んでいただく側である。

■ 選びたいという気持ちがあるのだが、なかなか選べないというのが、今の保護者の実情かと思うので、これからは、保護者自身が自分のライフスタイルだとか教育理念に基づいて選べるようになっていく社会になればいいなと思う。

■ そうすると、この付帯事項ではなくて、「おわりに」のところの文言で、これはたしか前の答申にもあったかもしないが、最後の2行で、市内の多様な教育・保育施設を選択できるようにというのがその次の公平感のある保育料設定とどうつながるのか、すぐには理解できなかった。

なので、今お話を聞いて、選択できる、今は選択できないのであれば、より選択しやすい制度にしていきたいと思いますという趣旨であるということ。

■ 文言の書き方が難しいかと思うので、その辺を工夫していただいて、次回、もう一回検討ということによろしいか。

今、そうすると、表記の問題だが、前回の付帯事項は新制度に入らない教育・保育施設利用者への配慮ということ。それから、認可外への助成金のさらなる拡充、私立園への支援拡充ということで、新制度に入らないとかというところに焦点を当てたわけだが、今回はどうするか。

その辺の表記の仕方として、今、家庭で子育てをされていて、幼稚園を利用している人のことに配慮してほしいということは1点出たが、この認可外の方たちで結局差額が生じる人たちがいること。それから、新制度に入らない幼稚園に通っている方たちへの配慮ということが前回あったが、その辺のところは、特には入れる必要はないか。

○ 新制度移行園とそうでないところの差、もちろんそこはあるが、この文案のところにも書いてあるが、この数年間のところで一定埋めてきたところではある。

それで、今、新たな軸として、家庭でのということが入ってくると、それぞれが、今、それをより一層求めていくのか、それとも、もう一つ大きく、例えば「全ての子どもたちが」みたいな、そういうキーワードで何か書けると、例えば、ここの施設という書き方ではない書き方ができるのかなと思うので、そういうような視点で、事務局で案をつくらせていただければと思っているがいかがか。

■ そうすると、「全ての子どもたちが」について、この「おわりに」に書いてあるような感じの内容を1つ付帯事項として盛り込むということか。

■ そうである。基本的にはそれでいいと思うが、資料28の幼児教育・保育の無償化後

の公平な子育ての仕組みにもつながっていく。例えば「就業の有無にかかわらず」というような言葉を入れていただくとか、それはまた検討していただきたい。

■ それでは、今回は、この4と5の付帯事項の見出しを変えていただいて、特定の施設を挙げるのではなく、全体的なことで付帯事項を1つ書いていくということとする。今、委員のご意見があったことも考慮する。

それでは、6番については、「施設の整備状況」ということで、共働き家庭の増加等などにより、保育を必要とする世帯が増加し、保育利用希望者数は年々増加している。平成26年から4年間で認可保育所10園を初めとする保育所整備により、1,200名を超える定員の確保を行っているが、待機児童数は平成26年4月の208名から30年4月の53名まで減少したものの、依然として50名を超える待機児童数が発生している。

保育の施設の整備状況に関して、特にこういうことをという付帯事項はつける必要はあるか。

■ 付帯事項の書き方というか、前回のを見ると、「検討していただきたい」とか「求める」という表現があるが、今、現状、ほかのところもそういう書き方があって、ここは待機児童が発生しているという現状を書かれているわけだが、待機児童の解消という意味では、さらに「待機児童の解消に努められたい」という文言を入れるかどうかということか。

その次に、これは質問だが、前回、質問を差し上げて、国の徴収基準との関係で、全体で見ると50%を下回っている件だけ見ると、2か年度分だけ見ると50%を上回っているかもしれないというご説明があったと思うが、来年、今度3園で250人ぐらい定員が増えたときに、その割合が、つまり全体の中の保育料の割合がということになるのかだと思いが、増えるのか、減るのか、ちょっとイメージが湧かないのだがどうなのか。

○ まず、新園3園の影響ということでは、認可保育所3園に、どのような階層の方がお入りになるかによっても全然異なってくるので、世帯によって、市の負担割合というものが全然変わってくる形になり、そこはふたを開けてみないとわからない。前回の第1回目での審議会の中でも話したが、今、50%という考え方が本当に正しいかどうかというところも正直あると思うので、その辺のところは我々の考え方もシフトしていかないといけないということもある。幼児教育の無償化が始まると、もうこの考え方は崩れてしまうかなということもあるので、ではどういう基準で保育料の改定を考えていくのかというところは、事務局側でも今後模索していかないといけないのかなということである。

あと、待機児童のゼロに向けてということでは、ぜひ我々整備担当としては、入れてい

ただきたいところではあるが、幼児教育の無償化に伴う保育需要の増というところも、やはり出てくると思う。

今、市も国も、平成 32(2020)年の4月の待機児童ゼロを目指していろいろとやっているところではあるが、その前段階で無償化が始まり、それに伴って保育需要というものも上がるということが言われているので、その部分との絡みというところも少し記載のところで何かしらの書き込みがあればいいのかなというところは、担当としては思っている。

■ 事務局に質問だが、これは保育料審議会の答申であり、付帯事項のところに書き込むことは保育料に関するところで、待機児童解消に努めてほしいとかという文言は違うところに書き込むべきことになるのではないのか。

○ そうである。付帯事項ではなくても構わない。前は、待機児童がかなりいるタイミングで保育料審議会をやった。今回は、待機児童が減っている中でということだが、幼児教育の無償化でさらに需要が増えるところでさらなるということも、何かしらどこかに記載があるとありがたいということである。

■ 付帯事項には入れないけれども、待機児童ゼロを目指してということがどこかに入るかどうかということだが。

○ 待機児童の解消については、先ほどの議論の中で、いろいろな形の施設があり、そういったところを選ばれるというような視点もあるので、書き方については少し配慮が必要かなと思う。

■ では検討していただいて、案をつくっていただくということによろしいか。

■ はい。南町の計画もなかなか進まないという状況にもあり、産む方がどんどん減ってってしまう人口動態だから、早急に進めていただくためにも、待機児童ゼロを確実に進めるというものをぜひどこかに記載をいただきたいなと思う。

■ 付帯事項ではなく、どこかにその文言を入れるということで。目指してほしいということによろしいか。

■ 保育料の無償化によって需要が増加することが見込まれるということは、かなり予想されるのではないかなと思うし、実際にそういう大きな動きが今まであったことがないので、どの程度予想されるかということもわからないので、余計にそこに関しては、きちんと明記するべきではないかなと思う。

■ 確認だが、先ほどもお話いただいたように、待機児童ゼロというのは、新制度も含めて多様な選択肢をそれぞれ充実させて、保護者がいろいろ選んで、ミスマッチなくみんな

が入れるようにということと捉えてよろしいか。

■ そういった意味では、保育所の整備だけではない感じで。

■ それでは、そのように文案をお願いしたい。

7番は、4と5のところと同じ。8番と9番も4、5、2と同じとなる。

10番「幼児教育・保育の無償化」ということが出てきているということで、そのところで、来年10月から実施される幼児教育・保育の無償化において、国は保育所、幼稚園の無償化措置の対象範囲について示しているが、施設や上限額が異なっているため、多様な保育教育施設を選択するのに十分な状態とはなっていない。

また、1号、2号の給食費の負担について国の考え方が示されていないため、市として負担のあり方について考える必要がある。今後、制度概要が明らかになった時点で、子どもの教育・保育に対する財源についても、上記の点を踏まえて検討する必要がある。

給食費のこと。それから、財源も踏まえてということが書かれているが、幼児教育無償化に伴う問題点ということで付帯項目として1項、何か入れるか。

■ 食材費のところは、国の委員の中でも、いろいろ意見がある。それで、どうなるかわからない。どうなるかわからないが、実施にイコールフットィングという考えはみんな一緒なのだと思う。それをどちらに持っていくのか、病院や老人福祉施設は、食材費は実費だ。なぜ幼児教育・保育だけ中に入るのか。それは乳幼児にとっての食事は食育であってというような、では、そうすると、お弁当をつくっていらっしゃるお母さんも食育だよねと、そこはなぜ実費なんだみたいないろいろ議論はぐるぐる回る。

どうなるにしても、市としてもイコールフットィングという方向は目指していただきたくて、そのやり方はさまざまあると思うが、委員がおっしゃったみたいに、こども園が1号と2号でたまたま今は子ども協会で1号の食費は出している。出す仕組みになっているので、お母さんの間に戦いは起きないが、それが公平感ということだと思う。

国はそうしているから、1号の子は保護者が給食費を出してくださいとなり、2号の子は公費で持ちますとなる。教育費ですとなれば、お母さんは選びにくい仕組みになってしまう。それを延べにしていましようということだと思うので、そういった意味で、私立幼稚園も給食のところと、手づくりお弁当をお母さんが頑張っているところもあって、それが一律ぱっと入るわけではないが、何らかの仕組みによって、公平感が担保できるようなことは考えたいと、していただければと思う。それをどう書くかという話だが。

■ そうすると、幼児教育・保育の無償化、決定ではないかもしれないという声もあるが、

無償化により発生する諸問題についてということとか、例えば給食費の負担とか、そういうことに関して、国の方向性を見定めながら、公平になるように考えていくことが望ましいのではないかとというようなことを文章に入れるというのはいかがか。

■ 異議なし。

■ では、そのようなニュアンスで、無償化に伴うさまざまな問題は、今後、検討すべしというような付帯を入れていただくということによいか。

■ 11 番目は市の負担が増になる可能性もあるので「財源も検討しながら」という文言記載をする。

○ 先ほど参考資料で説明させていただいたが、実は、高所得の方で今まで補助が充てられなかった方が、例えば 37,000 円だとかで上がることになって、それを市が持つのか、国が持つのかということがまだ定まっていない。だから、幼児教育の無償化によって、もちろん利用されている方は万々歳なのかもしれないが、基礎自治体は、どれだけのお金がかかるのか不透明なところがあるので、そこについても、一言何か言及をいただけるとありがたい。

■ では財源がどうなるかという、市の負担がどうなるかわからないという、その不透明さがあるということを明記して、総合的に一つ、付帯項目として検討すべしと載せるということによろしいか。

○ 認可外保育施設、認証保育所などで、先ほど委員から質問があったが、ひょっとすると今よりも負担がふえてしまう人がいるかもしれないので、そこを一言いただいております。具体的な言うと、認証保育所の A B 階層の人は、今は 5 万円まで補助が出ている人が、37,000 円のところで打ち切られてしまう可能性がある、そこをもうこれは保育料、認可外ですから、条例とは関係ありませんけれども、市の上乗せを継続するとかという意見をいただきたい。

■ 幼児教育・保育の無償化の絡みでということ、負担増にならないようにということ。

■ ほかに意見はあるか。

それでは、11 番「幼児教育・保育の無償化後の公平な子育ての仕組みづくり」。ここは、今のところと同じによろしいか。

12 番の「保育園、幼稚園、こども園における給食費の考え方」のところも今のところを含められる。

13 番「国の徴収基準額に対する負担割合」。国徴収基準額に対する保育料の割合につ

いては、施設数の増加に伴う運営費の増や、保育短時間の子どもの割合が、当初の予定よりも多いことから、5割を下回っている。このところは先ほどの財源の問題のところに含めて書くことでよろしいか。

■ 異議なし。

■ では、これは先ほどの財源のところに書くことにする。

それ以外、何か付帯事項として、こういうことをしっかり考えろとか、検討すべしというようなことがつけ加えておくべきことがあるか。

■ 国の会議のほうでも、お伝えはしているが、大きく語られていないのは、特別支援のお子さんに対する預かり保育に関する対応である。国も保育所のほうには一定、長時間預けられるような仕組みがあるが、まず、私立幼稚園の本体部分に関しては補助をいただいているところだが、預かり保育に関しては、どこからも手が挙がっていない。

そうすると、何が起きるかという、障害のあるおさんは預かれませんよという、預かるにしても、その負担は園の先生たちのほうで引き受ける。あるいは長くは無理だから、ここだけでごめんねというような形で見ていただいているところである。

どういう形でそのフォローがあるかは難しいこととは思いますが、でも、その視点は持っていないと、置いてきぼりになってしまって、まさに不公平感で、言葉で強く言うと誤解もあると思うが、そういう支援が必要なおさんも預かり保育を利用できるようなという文言を入れてほしい。

■ 障害を持っているおさんも、公平にいろいろということであるか。

■ 学童だと、そういう枠があるのだと思う。学童に支援枠があって、預かり保育はそういう枠がないので。そういうことの検討をしていただければと。

■ そうすると、どこか文言にそのような言葉を含めて入れていくということになるが、いかがか。

■ ぜひ入れていただきたい。サポートの入らない子たちがいるということが不公平感を生むと思うので、もしそれが障害のある子たちの、障害者施設の、障害児に対する預かりを支援するような。

■ 今、見ていらっしゃる資料のいわゆる通所施設は、それが一体何であるかというのがまだわからない。いわゆる通所施設というのが、何が該当しているのかというのがなかなか見えなくて、それを単なるデイサービスというだけではなくて、実際に預かり保育という形でもフォローできるはずなので、そう解釈いただけるような仕組みでもいいと思う。

■ 障害のあるお子さんたちで預かり保育を使うというのは、保育を必要とするまではいかないけれどもということか。

■ 障害のあるお子さんのお母さんは、それは保育要件には入っていないと。その障害の方のフォローをするために、きょうだい児を預かり保育に出すと要件に当てはまる。障害児の保護者は保育要件にはならない。でも、きょうだい児に対してはなる。

レスパイトというような言い方になるときもある。お母さんがずっと見ていると煮詰まってしまうから、少しは長い時間預けてリフレッシュするというようなときも、そういうようにしてフォローする場合がある。

■ どこまでどういうふうに入れていくのかというのは、なかなか難しい。先ほどの預かり保育のこともそうだが、難しい点ではあると思うが、文案をつくっていただいて、次回また検討するということよろしいか。

○ 今の件は、利用者に対する補助を手厚くしてほしいということではなく、施設側に対する補助をもう少し充実してほしいということか。

■ 利用者に対してというか、現状はやはり人手がないときは預かれない。なので、門戸があいていないのだと思う。利用者に出して、その利用者に対する課金がオーケーということになればそうするのだが、すごくそれは難しい。保護者の障害受容にもかかわってくるし、すごく認定は難しいところである。ただ、施設側にそういうものに対して一定枠をあけるならば、こういうふうに手を入れましょうかみたいなやり方はできるかなと。

■ 私も当時、委員と担当ワークシェアしているときに、特別支援の部分の、今言っていた幼稚園の本体部分のところでの話はいろいろとさせていただいたが、そこをさらに幅を広げるための施設側への補助ということであれば、保育料等はまだ付帯事項等にはなっていないのかなとは思いますが、ただ、そういったところの別のところでの書き込みというところでは、少し検討する必要があるかと思う。

■ そういうところでは、幼稚園に対しての障害児の上限設定とか、ここの話題ではないが、何人までしか補助金を出せませんというのは本来の姿ではないと思うので、それは課題として持っていていただければと。

■ 保育料審議会の答申なので、どこまで書き込むか、難しいところがあるかと思うが、文言をつくっていただいて、余り外れないところで入れられるのかどうかということを検討していただきたい。

■ 前回の答申の初めのところに、基本的な考え方に共有した審議を進めたということ

かなり、二重かぎ括弧で半ページぐらいあって、公平性の話と、それからあと質の話も結構出ているのではないかなと思う。

今回、まだ答申案がどこまでこの後に位置づけされるのかがわからない。今後、無償化によって、市のほうのコストが上がるものと浮く部分と全然まだ見えないと思うが、あるいはその公平感をどう考えるのかというのはすごく難しい話かなと思う。例えば、他市との比較で考えると、いずれにしても、保育の質を引き続き担保するような部分は要るのか要らないのかというのはあるのではないかなと思う。

■ 無償化によって、いろいろな施設で子どもたちが昼間生活していることになるわけだが、その質に対して、何か言及しなくてもいいのだろうかというご意見だが、いかがか。

○ 先ほどの保育の質は、無償化によっていろいろな影響を受けるところで担保しなければいけないという、その保育の質という言葉単体だけでいいのか、具体的に入れるのか。別の会議で保育士の確保ということがあるのではないかということ言われていたので、そういった視点を入れるのか、それよりも、例えば、保育士の確保以外の何かほかの要素でもいいので、それを具体的に出してなどの無償化とするのか。保育の質について少し言及いただけないか。

○ 幼児教育・保育の無償化に伴って、いろいろと利用される方が増えるだろう。そこに対しての人の手当の話であったり、とはいえ、質を落とさないように配置基準を守りなさいだとか、そういったことを、二、三例を挙げての保育の質という書き方のほうがわかりやすいのかなとは思っているので、意見があればお願いしたい。

■ そうすると、無償化に関連して、保育の質を担保したいというところで、そこに何か視点を加えたほうがいだろうか、それとも「保育の質」という言葉だけでいだろうか。

■ 保育の無償化に伴って需要が高まり、施設数もそれに伴って増えていくと、今でさえ課題となっている保育士不足がより深刻化するだろうと。その点に対する対応をきちんと踏まえるべきではないかということで、きちんとした体制が整わないことによって、理念だったり、計画がしっかりあっても、実質的には質が保てないという状況というのは、いろいろなところで、現在でも既に見聞きしているので、その点については、無償化に伴う課題としてきちんと入れていくべきではないかなとは思っている。

■ 前回の答申の文書は大変すばらしい文書だと思いつつながら、保育士の処遇改善ですとか、子どもの命を預かる職員が安定して働き続けられるような環境、職場というのは、非常に重要なことですので、このような形で記述をいただきたいなと思うし、今、新設園の

保育士が大量に辞められるという事象も出てきているようなので、そういったところの安定的な保育環境の提供というのは、やはり注視していかなければならないところなのかなと思う。そのあたりも何か記述をいただけるといいのかなと思う。

■ 認可外保育施設の件は、国のほうの記述もどんどん変わってはいるのだけれども、前は市が質を保障した上でみたいな、市が全部検査した上でみたいなことがあったのだが、この間の国の会議では、保育施設、内閣府がやっているところは、なかなか質が担保できていないではないかみたいなこともあって、ここで5年間の猶予期間を設けているので、いいということにはなるのだが、市のほうでも見ていただいて、余り劣悪な状況にならないようには見ていただければいいなと思う。

○ 何らかの形で、「はじめに」なのか、「おわりに」なのか、織り込みたいと思うが、前回は12回の議論を重ねてのこの答申で、今回は3回で答申を出す。保育の質の話と、保育人材の確保の話は、第5次子どもプランのほうの論点にはなるかなと思う。それは来年、あと1年半検討して出るという形になる。

あと、第六期長期計画も同時並行で、今回、スタート時期が重なるのだが、そこでも保育の質や待機児童、人材の話が論点になってくると思うので、今回、こちらの保育料審議会のほうでは、軽く触れる形にさせていただければと思う。

■ 書き方としては、「はじめに」のところの二重かぎ括弧のところは、前回かなり議論して、まとめた部分だから、前回の保育料審議会の基本的な考えを今回も踏襲しというような書き方で、この文章をまたそのまま載せることも可能ではないかなと思う。一度、次までにゆっくり読んでいただいて、これでいいかどうか。さらにそれにつけ加え、こういうような考えをとかというのであれば、それにつけ加えてもいいと思うが、これはかなり前回、考えた文章だから、これを引用しながらという書き方もできるかと思う。

■ いろいろなことを網羅して、全部書いてある。

■ 今、たくさん意見が出たので、また文案を次に皆さんで検討して、最終的な決定は次回ということになる。

(3) その他

○ 次回の日程について、11月26日月曜日の19時から、会場は市役所の413会議室で行わせていただきたい。

なお、3回目のところで議論が尽くされない場合、最終調整が必要な場合については、

正副会長のほうで引き取っていただけるようお願いしたい。

■ 異議なし。

■ では、第2回の武蔵野市保育料審議会をこれで終了させていただきたい。